

平成 25 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社 代表者名 代表執行役社長 重田 衛 (コード番号 5103 東証第二部) 問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦 (TEL. 04-7131-0181)

株主からの提訴請求に関する

調査委員会からの報告について

当社監査委員会は、平成25年4月3日に株主39名、代理人弁護士7名から、当社取締役に対する損害賠償提訴請求書を受領いたしましたので、調査委員会を組成し当該請求事由について検討を進めておりました。

本日、監査委員会から、当社取締役に対する提訴理由はなく、訴えの提起は行わないとする調査委員会の報告がありましたので以下の通りご報告いたします。

記

1. 当社の見解

当社といたしましては、調査委員会の報告内容の検討をした結果、当委員会の調査の方法・内容ともに適法適切とあると判断し、全面的に支持いたします。

提訴請求者の損害賠償提訴請求の根拠としては、企業買収を行う際の株価評価について、 DCF 法及び類似会社比較法を採用したことは不適切であり、純資産方式で評価すべきだという ものです。しかしながら、

- ①未上場会社を買収する際に用いられる株価の評価方法として、DCF 法及び類似会社比較 法を利用することは最も一般的な方法であり、これらの評価方法を否定すること等はありえないと考えられること
- ②明日香食品株式会社等の買収に関しては、損失は起こっておらず、当初の想定を超える経営成績を上げていること
- ③買収の意思決定等は適切、適法であり過誤はないこと

などにより当該請求には根拠がないと考えておりました。

また、提訴請求者である代理人弁護士7名、株主39名のうち、代理人弁護士6名、株主38名は、当社や当社の取締役と係争関係にある者、或いはその関係者であることが判明しております。当該請求により当社あるいは当社取締役に対して圧力を加え、利益を得ることを目的とする可能性も疑われます。

2. 今後の対応

当社といたしましては、このような不当な要求には屈せず、これまで通り中期経営計画を実現することにより全力で業績改善を進め、企業価値向上に尽力していきたいと考えております。 株主の皆様や当社取引先、従業員の皆様には大変ご心配をおかけいたしましたが、何卒ご理解とご協力をいただけますよう宜しくお願い申し上げます。

3. 調査委員会の報告内容

調査委員会からの報告は以下の通りです。

(以下、原文)

提訴請求者 各位

冠省

貴殿らの平成25年4月2日付取締役に対する訴え提起請求書(以下「請求書」といいます。)につき、 以下のとおり回答申し上げます。

弊社は、請求書を同月3日に受領し、弊社取締役此下益司、同此下竜矢及び同重田衞(以下「対象取締役ら」といいます。)に対する提訴の要否に関し、調査委員会を組成し、検討を重ねて参りました。 貴殿らは、請求書において、弊社が明日香食品工業株式会社及び明日香食品株式会社の株式(以下

「本件株式」といいます。)を取得するにあたって用いたDCF法及び類似会社比較法は不適切であり、 純資産方式によるべきであったところ、弊社がDCF法を用いた結果、本件株式の取得価格が高額に 過ぎたとして、対象取締役らの責任追及を求めておられます。

このことについての調査委員会における調査及び検討の結果、調査委員会としては、本件株式取得にあたり、日本マネジメント税理士法人が株価評価にあたり、DCF法及び類似会社比較法を採用したことは不適切ではなく、むしろ、貴殿らが採用を主張する純資産方式は、会社の価値の静的評価に適しているものの、本件におけるような、稼働中の会社の株式の評価を行うにはふさわしいものではないと考えます。また、本件株式購入時に想定されていた平成25年3月期のフリー・キャッシュ・フローを同期の実績のフリー・キャッシュ・フローが上回ったという事実もあり、DCF法に基づいて算定した本件株式の購入価格はむしろ割安であったと評価することができます。

したがいまして、貴殿らは、提訴請求の理由として、対象取締役らの義務違反の根拠を株価評価の 不適切さに求めておられますが、調査委員会による調査の結果、弊社による株式購入は、妥当な値段 で行われたものであると思料いたします。以上より、妥当な価格での本件株式の購入に同意をした対 象取締役らには、取締役としての善管注意義務及び忠実義務違反は認められず、対象取締役らに対す る提訴の理由はなく、対象取締役らに対する訴え提起を行わないことといたしました。

草々

平成25年5月31日

昭和ホールディングス株式会社 監査委員会

以上

(ご参考)

DCF 法とは、評価対象企業が、将来生み出すキャッシュ・フローの割引現在価値をもってその現在価値をするものであり企業価値算定に広く利用される手法です。

類似会社比較法とは、調査対象企業と事業の種類が同一または類似している複数の上場企業の株価を比準してその企業価値を算定するものです。

純資産方式とは、評価対象企業の純資産を、簿価または時価で評価しその企業の企業価値をするものです。